

IV 統計 豆 辞 典

「完全失業者」と「失業者」（労働力調査）

総務省統計局が実施する「労働力調査」の調査事項・集計事項が、平成30年1月分から変更されました。大きな変更点として、従来の「完全失業者」に代わり、国際基準に対応した「失業者」の定義が導入されました。これにより「完全失業者」は「失業者」の内訳項目となったため、混同しないよう注意が必要です。

（定義） 完全失業者：就業しておらず、1週間以内に求職活動を行っており、すぐに就業できる者
失業者：就業しておらず、1か月以内に求職活動を行っており、すぐに就業できる者

また、失業者に含まれない潜在的な労働力などについても、新たに把握できるようになりました。

新しい形式の集計結果は、次回の「詳細集計」（平成30年1～3月期分）から公表される予定です。なお、毎月公表の「基本集計」では、時系列比較の観点から、当面、従来通りの「完全失業者」「完全失業率」などが公表されます。

（参考）総務省統計局「労働力調査」ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>